供託手続に関する質問票

　質問日

　会社（個人）名等

　担当者氏名

　連絡先電話番号

　質問内容（以下に記載してください。）

|  |
| --- |
| 1. 地主（家主）から賃料の受領を拒否された場合、供託はどのようにするのか？（賃貸借契約の内容　支払日：毎月１０日まで、支払場所：地主宅に持参、賃料：月３万円） 2. 従業員の給与に対し、裁判所から（仮）差押え命令が相次いで２通送達されたが、どのような供託をするのか？（給与支給日：毎月１５日、支給場所：本社）   質問 |

**お答えします**

　　那覇地方法務局供託課

　　ＦＡＸ：０９８－８５５－４０７０

　　電　話：０９８－８５４－７９５０（ 自動音声案内５→１ ）